

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成26年1月9日号

笠縫地区・双柳南部地区

☆☆合併号☆☆

～笠縫地区・双柳南部地区の工事の進捗状況等 についてお知らせします～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政並びに土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、笠縫地区・双柳南部地区における工事の進捗状況などについてお知らせいたします。

§ 平成25年度工事進捗状況について §

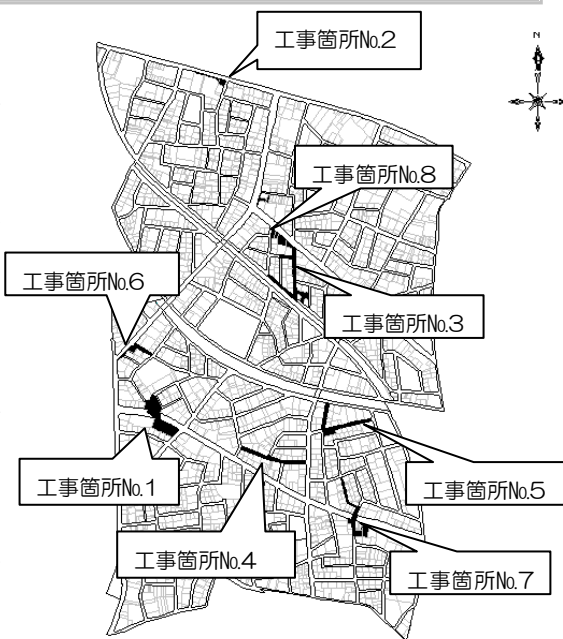
笠縫地区 平成25年度道路整備工事箇所

【笠縫地区について】

現在、右図面のとおり地区内8箇所において道路築造工事や、建物移転に併せた宅地造成工事などを実施しております。

工事箇所によっては、下水道工事や水道工事が行われており、地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

工事箇所No.1 とNo.4 については1月下旬、工事箇所No.2とNo.3については3月下旬、工事箇所No.5とNo.6については2月中旬に、それぞれ完成予定となっております。なお、工事箇所No.7 とNo.8 については完了しております。



【 工事箇所 NO.1 】



【 工事箇所 NO.2 】



【 工事箇所 NO.3 】



【 工事箇所 NO.4 】



【 工事箇所 NO.5 】



【 工事箇所 NO.6 】



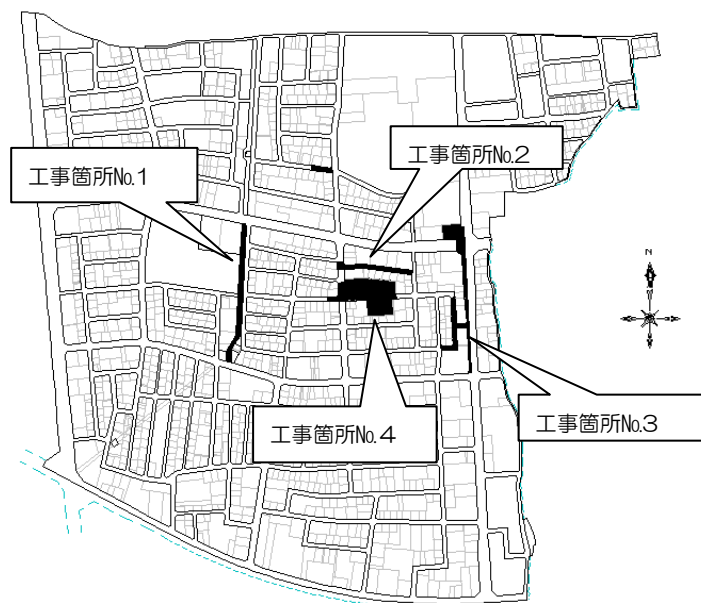
【双柳南部地区について】

現在、右図面のとおり地区内4箇所において雨水管の工事や道路築造工事などを実施しております。工事箇所によっては、水道工事が行われています。

工事箇所No.1 については3月上旬、工事箇所No.2 については2月上旬に、それぞれ完成予定となっております。なお、工事箇所No.3 とNo.4 については完了しております。

地域の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

双柳南部地区 平成25年度道路整備工事箇所



【 工事箇所 NO.1 】



【 工事箇所 NO.2 】



下水道課からのお知らせ（平成25年度工事進捗状況）

平成25年度における下水道工事の進捗状況についてお知らせします。

笠縫地区では、2箇所の工事が完了しました。この他、今年度中に4箇所の工事を完了する予定です。

No.1の工事は、追加工事分を含めて1月末に完成する予定です。No.2とNo.3の工事は3月末、No.4の工事は、2月中旬にそれぞれ完成する予定です。No.5とNo.6については、完了しております。

双柳南部地区は、1箇所の工事が完了しました。この他、今年度中に2箇所の工事を完了する予定でいます。

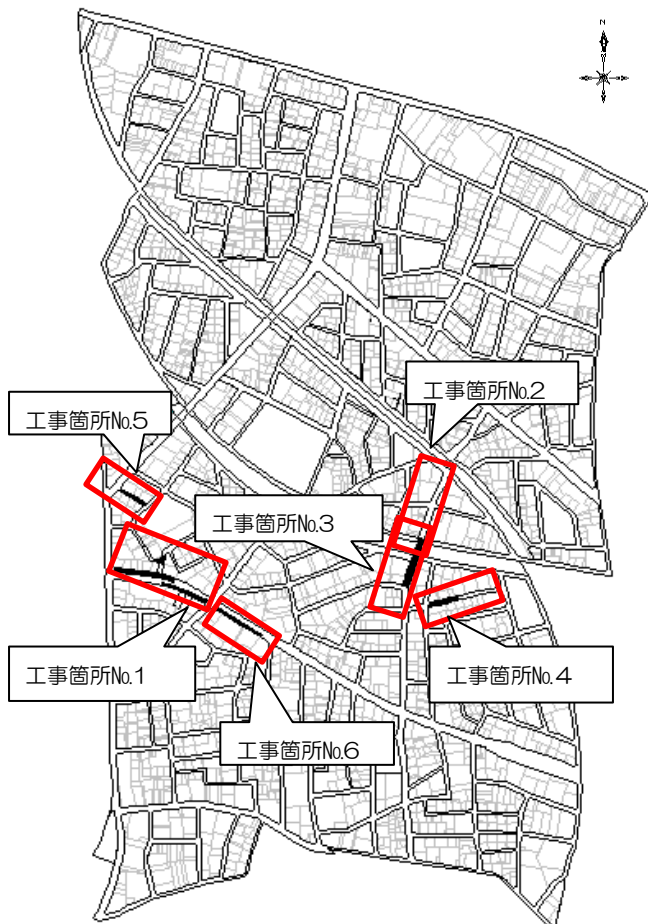
No.7とNo.8の工事は1月に着工し、3月末に完成する予定です。No.9については、完了しております。

工事期間中は、皆さまに大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

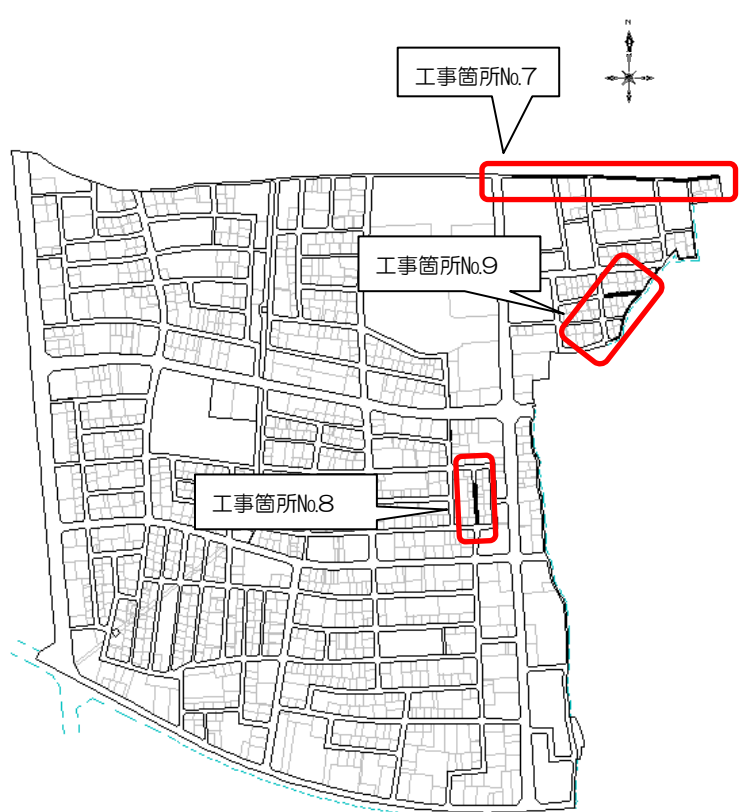
問合せ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

工事箇所図

笠縫土地区画整理事業地内案内図



双柳南部土地区画整理事業地内案内図



仮換地情報の公開について

これまで、仮換地情報（従前地番、仮換地地積、仮換地指定状況、使用収益開始状況）は、本人及び委任を受けた者以外には非公開としていましたが、不動産登記制度に準じた土地情報として公開することとなりました。

保留地公売のお知らせ

下記保留地の公売について先着順で申込みを受付けています。詳細は、市ホームページをご覧ください。土地区画整理事務所へお問い合わせください。

【 公売保留地 】 *換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

地区	街区	画地	地積（坪数）	総価格
笠縫	68	30	139.00㎡（約42坪）	9,591,000円
笠縫	118	1	230.98㎡（約70坪）	15,290,876円
笠縫	112	5	137.76㎡（約42坪）	8,954,400円
笠縫	122	11	100.88㎡（約31坪）	6,637,904円
笠縫	132	15	90.01㎡（約27坪）	6,849,761円

土地区画整理事務所からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整合法第76条の許可申請が必要となります。

また、宅地の造成高、歩道計画のある道路からの出入口の位置等、工事施工時のトラブルを回避するため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っけていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042-973-8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp